

国民健康保険被保険者の皆さまへ

国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび未就学児の均等割額の軽減

地方税法施行令の改正に伴い、令和4年度以降の国民健康保険税の課税限度額が引上げられたほか、未就学児の均等割額が半額に軽減されました。

税率（改正なし）、課税限度額および軽減については、既に通知済みの国民健康保険税納税通知書3ページの課税明細書（税率、限度超過額、軽減割合等の欄）で確認することができます。

①国民健康保険税の課税限度額

課税区分	改正前	改正後	増減
医療分	63万円	65万円	+2万円
支援金分	19万円	20万円	+1万円
介護分	17万円	17万円	なし
最大限度額	99万円	102万円	+3万円

※課税限度額とは、その額を超えて課税されない上限額です。
世帯の所得が多い場合などに限度額に達することがあります。

②未就学児に対する国民健康保険税の軽減【令和4年度から】

未就学児（0歳～年度末で6歳）の被保険者1人につき計算される均等割額は、正規の額の半額となります。低所得者軽減世帯では、低所得者軽減後の額からさらに半額となります。手続きは不要です。

国民健康保険税の減免【新型コロナウイルスの影響によるもの（令和4年度も継続）】

納税義務者が以下に当てはまる場合、国民健康保険税額が免除または減額される場合があります。詳しくは市ホームページ（[つがる市 国民健康保険税 減免](#) で検索）をご覧ください。

- ◆新型コロナウイルスに感染し、1か月以上の療養が必要になった場合
- ◆令和4年分の収入見込額が令和3年分収入（所得0円以下を除く）より3割以上減少する見込みの場合

国民健康保険被保険者証の更新

現在使用している国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、7月31日で有効期限が切れるため、7月下旬に新しい保険証を郵送します。

郵送された保険証は8月1日から有効となりますので、医療機関へ提示する際はお間違えのないようお願いいたします。

なお、国民健康保険制度のしくみを解説したポケットブックおよびジェネリック医薬品希望シール、保険証のケースを同封しますのでご活用ください。

また、勤務先の健康保険の加入または脱退をしたときは、必ず国保年金課、稲垣出張所または車力出張所へ届け出をしてください。

【問い合わせ先】国保年金課 電話42-2111
（国民健康保険税については内線277、保険証の更新については内線271・273）

広 告

これからは、ふたりで。

お申込 <https://aomoriparty.com/>

あなたの望みが叶う

婚活パーティー開催中

青森県青森市浪岡大字徳才子字福田 6-25

0172-78-3026
mail: harvest-ao@ab.auone-net.jp



お申し込みは
こちらから♥



パーティー
最新情報♥

早期参加申込&
お支払いで
300円
割引

お悩み
カウンセリング
開催。

参加当日クーポン券持参
LINE お友達登録済みの確認で

500円
キャッシュバック

大勢が苦手でも
大丈夫。

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、その医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、その医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証をお持ちで、引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月中旬に郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれらの認定証の交付対象となる方には7月下旬に勧奨通知を発送します。認定証の交付を希望する方は8月1日(月)以降に勧奨通知、被保険者証、個人番号がわかるもの(個人番号カード)を持参の上、窓口で手続きしてください。

令和4年度の保険料

7月中旬に郵送される保険料額決定通知書でご確認ください。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者等(※1)の数-1)以下	7割
43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等(※1)の数-1)以下	5割
43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等(※1)の数-1)以下	2割

※1 年金・給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方のことをいいます。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

軽減判定の注意事項

- ①均等割額の軽減は、同一世帯内の加入者全員および世帯主の所得金額の合計額で判定されます。
- ②判定対象者に未申告者がいる場合は判定できませんので、軽減されません。
- ③軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日になります。(県内市町村間の転入・転出があった場合、軽減判定の変更は行いません)
- ④均等割額軽減判定時の年金所得金額は、年金所得金額から高齢者特別控除額(15万円)を差し引いた額です。
- ⑤専従者給与を支払っている場合は、支払っている金額も判定の対象になります。(専従者給与を受け取っている場合は、判定の対象になりません)
- ⑥譲渡所得に特別控除がある場合は、所得割額計算の際は特別控除後になりますが、軽減判定の際は特別控除前の金額で判定されます。
- ⑦繰越純損失額は、所得割額、均等割額ともに軽減判定の控除対象になります。
- ⑧繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定のみ控除対象になります。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ◆均等割額：5割軽減(資格取得後2年間) ◆所得割額：負担なし
- ※被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。
- ※世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合や、新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

【問い合わせ先】 国保年金課 電話42-2111 (内線274・275)